（記載要領）

1　報告者が株式交換等により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「臨時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数」については、特別贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等（承継前に特別贈与認定中小企業者だったものに限る。）の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。

2　単位が「％」の欄は小数点第１位までの値を記載する。

3　「認定に係る贈与の時の常時使用する従業員の数」の贈与の時の100分の80の数は、その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数とする。

4　「臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日及び当該贈与報告基準日における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の平均」については、臨時贈与雇用判定期間（認定に係る贈与税申告期限の翌日から経営承継贈与者の死亡の日の前日までの期間）内に存する贈与報告基準日及び当該基準日における常時使用する従業員の数及びそれぞれの贈与報告基準日における常時使用する従業員の数を当該基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を記載する。

5　「臨時贈与報告基準期間における代表者の氏名」については、臨時贈与報告基準期間内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。

6　「臨時贈与報告基準事業年度（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表」については、臨時贈与報告基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

7　「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。

8　「（＊３）を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第１項第８号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

9　「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第１項第４号に掲げる営業外収益及び同項第６号に掲げる特別利益を除いて記載する。

10　「臨時贈与報告基準日（＊１）における」については経営承継贈与者の相続の開始の直前における状況を、「臨時贈与報告基準日（＊１）までに」については経営承継贈与者の相続の開始の直前までの状況を、それぞれ記載する。

11　「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

12　「特別子会社」については、臨時贈与報告基準期間中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

様式第16中「第12条第13項」を「第12条第14項」に改める。

様式第17中

（＊３）を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）

を

（＊３）を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		円

に、「経営承継贈与者の相続の開始の直前における経営承継贈与者との続柄」を「経営承継贈与者の相続の開始の直前における経営承継贈与者との関係（親族内・外）」に改め、同様式記載要領６を同様式記載要領７とし、同様式記載要領５の次に次のように加える。

6　「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第１項第４号に掲げる営業外収益及び同項第６号に掲げる特別利益を除いて記載する。

様式第20中「続柄」を「関係（親族内・外）」に改める。

（東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部改正）

第二条　東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「又は第十三号」を「若しくは第十三号」に、「又は当該特定贈与認定中小企業者が」を「又は当該特定贈与認定中小企業者の贈与雇用判定期間（規則第九条第二項第三号の贈与雇用判定期間をいう。以下同じ。）の末日若しくは臨時贈与雇用判定期間（同号の臨時贈与雇用判定期間をいう。以下同じ。）の末日において、当該贈与雇用判定期間内若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の」に改め、「若しくは臨時贈与報告基準日（規則第十二条第十一項に規定する臨時贈与報告基準日をいう。以下同じ。）」を削り、「従業員の数が」を「従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該臨時贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が」に改め、「場合にあっては、」の下に「当該贈与雇用判定期間の末日又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該臨時贈与報告基準日において、当該贈与雇用判定期間の末日又は当該臨時贈与報告基準日」を加え、「又は当該臨時贈与報告基準日」を削り、「当該認定に係る贈与の時における」の下に「当該事業所の」を加え、同項第三号を次のように改める。

三　前条第一項の確認（同項第三号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第二項第三号に規定する事実に該当することとなった場合で、各売上事業年度（規則第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度をいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）における売上割合（当該特定贈与認定中小企業者のうち、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該震災直前事業年度の月数を乗じて計算した金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）の合計を贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日において当該各売上事業年度の数で除して計算した割合（以下この号において「売上割合の平均値」という。）の次に掲げる場合の区分に応じた各雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日をいう。以下次号及び次項において「特定基準日」という。）の翌日から一年を経過する日をいう。）以下この号及び次項において同じ。）における雇用割合（当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。）の合計を雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日において当該売上事業年度に係る雇用基準日の数で除して計算した割合が次に定める割合以上であるときは、当該贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該事実に該当しないものとみなす。

イ　売上割合の平均値が百分の百以上の場合　百分の八十

ロ　売上割合の平均値が百分の七十以上百分の百未満の場合　百分の四十

ハ　売上割合の平均値が百分の七十未満の場合　零